高知リハビリテーション専門職大学における 研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程

(趣旨)

第1条 高知リハビリテーション専門職大学(以下「本学」という。)において行われる 研究活動上の特定不正行為の防止及び特定不正行為が生じた場合における適正な 対応等に関しては、平成26年8月26日文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「高知リハビリテーション専 門職大学研究倫理指針」に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この規程において「研究活動」とは、研究計画の立案及び実施並びに成果の発表 及び評価の過程における行為及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。
 - 2 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき 基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、または盗用することをいう。
 - (1) 捏造(存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)
 - (2) 改ざん (研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)
 - (3) 盗用(他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表現なく流用することをいう。)
 - (4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)
 - 3 この規程において「研究資金提供機関等」とは、当該調査対象の研究に資金を提供又は配分している機関をいう。

(研究活動不正防止委員会)

- **第3条** 研究者による特定不正行為を防止するため、高知リハビリテーション専門職大学 研究活動不正防止委員会(以下「不正防止委員会」という。)を設置する。
 - 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 図書館長
 - (3) 各専攻長
 - (4) 事務局長
 - 3 委員会の長(以下「不正防止委員長」という。)は副学長をもって充てる。

(不正防止委員会の任務)

- **第4条** 不正防止委員会は、特定不正行為に関する申し立ての対応、調査及び認定に関する事項を行う。
 - 2 被告発者が所属する前条第2項第3号の委員は、当該行為に係る任務に関与してはならない。

(通報窓口の設置)

- **第5条** 学内外からの特定不正行為の告発及び特定不正行為に係る情報提供並びに相談等に対応するため通報窓口を設置する。
 - 2 通報窓口は、「公的研究費の不正防止対策基本方針」第2条第6項の規定に基づき「教務・学生課課長」とする。
 - 3 通報窓口の利用は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれか によるものとする。
 - 4 通報窓口担当者は、告発者の氏名、住所、電話番号、研究に係る特定不正行為の 内容等が明示されたものを受け付ける。
 - 5 通報窓口担当者は、匿名による告発があったときは、特定不正行為の内容が明示され、かつ、相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該告発者に対する本規程に規定する通知は行わないものとする。
 - 6 前2項の告発を受け付けた通報窓口担当者は、速やかに学長及び不正防止委員長へ報告する。
 - 7 通報窓口担当者は、特定不正行為が行われようとしている又は特定不正行為を強いられているとの告発又は相談があった場合、学長及び不正防止委員長へ報告するものとする。
 - 8 報道や学会等により特定不正行為の疑いが指摘された場合、又は特定不正行為の 疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為等を行ったとする者、 特定不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある 理由が確認できる場合は、通報窓口担当者は本学に告発があった場合に準じた取 扱いをすることができる。
 - 9 次の各号に掲げる通知は、通報窓口担当者が行うものとする。
 - (1) 告発が郵送等により行われた場合など、当該告発が受理されたか否かについて、告発者本人が知りえない方法による告発がなされた場合の告発を受理した 旨の通知
 - (2) 告発者が、次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した場合の認定結果 等の通知

- 10 本学が調査を行うべき機関に該当しない告発又は本学以外にも調査を行う研究機関等が想定される告発は、調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学が調査を行うべき告発が他の研究機関等より回付された場合は、本学に告発があったものとして取扱う。
- 11 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。
- 12 特定不正行為が行われようとしている又は特定不正行為を求められているという 告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められ たときは、被告発者に警告を行わなければならない。ただし、被告発者が本学に 所属していない場合は、被告発者が所属する研究機関に事案を回付することがで きるものとする。

(特定不正行為に係る告発)

- **第6条** 特定不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も通報窓口を通じ、告発を行う ことができる。
 - 2 前項の告発は、原則顕名で行うものとする。ただし、告発者は、その後の手続き における氏名の秘匿を希望することができる。
 - 3 不正防止委員会は、前条第6項の報告を受けたときはその内容を精査し、相当の 理由があると認めた場合には、当該告発又は相談の対象となった研究者に特定不 正行為を行わないよう警告を行うものとする。ただし、当該告発又は相談の対象 となった研究者が本学の所属でないときは、対象となった研究者の所属する研究 機関の長に通知するものとする。
 - 4 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上 の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長に報告 するものとする。
 - 5 第4項の報告があったときは、学長はその内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。
 - 6 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して 不利益な取り扱いをしてはならない。
 - 7 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(職権による調査)

第7条 学長は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき特定不正行 為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を不正防止委員会に命ず ることができる。

(予備調査)

- **第8条** 不正防止委員会は、第6条による告発を受理した場合又は前条により調査の開始 を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。
 - 2 不正防止委員長は、予備調査を実施するため、必要に応じ、教職員等の中から調査員を指名し、予備調査会を設置することができる。
 - 3 予備調査会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からのヒアリング等に基づき、告発内容の合理性及び調査可能性の有無について調査する。
 - 4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備 調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
 - 5 予備調査会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して資料の提出を求め、関係者にヒアリングを行うことができる。
 - 6 不正防止委員会は告発を受けた日又は調査を命じられた日から起算して原則30 日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を、学長に報告する。
 - 7 報告を受けた学長は、本調査を実施するか否かを速やかに決定し、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して告発者及び調査対象者(第4項の規定によりヒアリングを行った場合に限る。)に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

- 第9条 前条の予備調査により本調査を行うことを決定した場合、学長は、不正防止委員会に調査を命じるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知し、研究資金提供機関等及び関係省庁へ報告するものとする。
 - 2 不正防止委員会は、調査を命じられてから原則30日以内に本調査を開始するものとし、「研究活動の特定不正行為に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(調査委員会)

第10条 調査委員会は告発者および被告発者と利害関係を有しないものをもって組織 し、委員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正防止委員長が指名する不正防止委員会の委員 2名以上
- (2) 不正防止委員長が指名する本学の教職員又は外部有識者 2名以上
- 2 委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会に委員長を置き、不正防止委員長が指名する。
- 4 不正防止委員会は、調査委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知する ものとし、調査委員に対し異議がある場合は、告発者及び調査対象者は通知日か ら5日以内の期間に異議申立てを行うことができる。
- 5 前項の異議申立てがあった場合、不正防止委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。
- 6 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、調査対象者の弁明を聴取しなければならない。
- 7 調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 研究論文、実験・観察記録ノート、実験データ、その他の研究資料等の精査
- (3) 再現実験の要請
- (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 8 調査委員会は、調査対象者が前項の調査の協力の求めに応じない場合又は資料等の隠滅の恐れがある場合は、調査対象者が所属する部局の長の承諾を得て、調査 事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器、資料等の保全を行うことができる。

(認定)

- **第11条** 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物 的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行 為か否かの認定を行うものとする。
 - 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定すること はできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの 疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務 期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類 等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告 発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とす る。

- 4 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。
- 5 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な 理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して不正防止委員長に申し出 て、その承認を得るものとする。
- 6 前項の認定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を 与えなければならない。
- 7 調査委員会は第1項の調査及び認定の結果を不正防止委員会に報告し、不正防止 委員長は不正防止委員会で審議の上学長に報告する。
- 8 結果の報告を受けた学長は、対応を決定するとともに、その結果を告発者、調査 対象者及びその所属機関の長(告発者及び調査対象者が本学以外の所属である場合に限る。)に通知するとともに、理事長及び研究資金提供機関等及び関係省庁 へ報告するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した 者については、通報窓口を通じて通知するものとする。
- 9 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果 を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認 められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研 究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでな い誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(不服申立て)

- 第12条 調査対象者は、前条の認定の結果及び第15第2項の認定結果に不服がある場合は、調査結果通知日から起算して14日以内に不正防止委員会に対して書面により不服申立てを行うことができるものとする。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返して行うことはできない。
 - 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不正防止委員会は、前項の不服申立てを受理したときは、学長にその内容を報告 するとともに、調査委員会に対し再調査を実施するか否かの審査を指示するもの とする。
 - 4 学長は、不服申立てがあったことを告発者に通知するとともに、研究資金提供機 関等及び関係省庁へ報告する。

- 5 第2項の審査を実施する際、新たに専門性を要する判断が必要となると考えられる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 6 調査委員会は審査の結果、再調査を実施するか否かを決定し不正防止委員会に報告し、不正防止委員長は不正防止委員会で審議の上学長に報告する。
- 7 学長は、被告発者から不服申し立てがあったときは、不服申立ての審査結果を告発者及び調査対象者に通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して及び調査対象者に通知するものとする。またその事案に関わる研究資金提供機関等及び関係省庁へ報告する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をした時も同様とする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(再調査)

- 第13条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が 思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に 協力することを求めるものとする。
 - 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、 直ちに不正防止委員長に報告する。報告を受けた不正防止委員長は、不服申立人 に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会が再調査を行うことを決定した場合は、第10条及び第11条の規定 を準用して再調査を行い、再調査の決定日から起算して原則50日以内にその結 果を不正防止委員会に報告し、不正防止委員長は不正防止委員会で審議の上学長 に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができ ない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出 て、その承認を得るものとする。
 - 4 報告を受けた学長は、その結果を申立者及び調査対象者に通知するとともに、理 事長及び研究資金提供機関等及び関係省庁へ報告する。この場合において、告発 者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものと する。

(認定後の措置)

- **第14条** 第12条第1項の不服申立てが行われなかったこと又は不服申立てが行われた場合において、同条第5項により再調査を行わないことを決定したこと、若しくは前条第1項の再調査を行なったことにより特定不正行為の存在が確認された場合、学長は必要に応じ次の各号に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 研究費の使用停止又は返還等の措置
 - (2) 特定不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告及び関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (3) 関連教育研究機関等及び関係省庁への通知
 - (4) その他特定不正行為の排除のために必要な措置
 - 2 特定不正行為が行われたと認定された場合、本学の教職員は学校法人高知学園就 業規則、その他関係諸規程に従い処分を課さなければならない。
 - 3 特定不正行為の存在が確認された場合、学長は、個人情報又は知的財産の保護 等、開示しない合理的な理由がある場合を除き、当該認定の概要について公表す るものとする。公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。
 - (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 特定不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行なった措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5)調査の方法、手順等
 - 4 特定不正行為の存在が確認できなかった場合は、原則として調査結果を公表するものではない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果のうち必要な内容について公表する。

(悪意に基づく告発)

- 第15条 何人も悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。)に基づく告発を行ってはならない。
 - 2 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が 悪意に基づくものであると判明したときは、調査委員会はその旨の認定を行い、 不正防止委員会に報告し、不正防止委員長は不正防止委員会で審議の上学長に報 告するものとする。

- 3 この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 悪意に基づく告発を行なった者について、第12条第1項の不服申立てが行われなかったこと又は不服申立てが行われた場合において第12条第6項により再調査を行わないことを決定したこと、若しくは第13条第3項の再調査を行なったことにより悪意に基づく告発が確定した場合、学長は、その氏名及び所属を公表するとともに、学内の規程等に照らして必要な措置を講じる。
- 5 第2項の認定結果に不服がある場合は、第12条の規定により、不服申立てを行 うことができるものとする。
- 6 第2項の認定結果の通知を受けた学長は、告発者及び告発者の所属機関の長(悪意に基づく告発を行なった者が、本学以外の所属である場合に限る。)に通知する。
- 7 学長及び不正防止委員会は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る特定不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(調査対象者の保護)

- **第16条** 本学の職員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 2 学長は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、調査対象者の 研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他調査対 象者に不利益な措置等を行ってはならない。
 - 3 不正防止委員会は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発又は特定不正行為 の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又 は名誉の毀損等があったときは、研究委員会の議を経て、その正常化又は回復の ために必要な措置をとらなければならない。

(協力義務)

第17条 特定不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる予備 調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなけれ ばならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本学の教職員は、特定不正行為に係る告発を行ったこと及び告発に基づいて 行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該告発 に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 不正防止委員会は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。
- 3 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(情報の保護及び秘密の保持)

- 第19条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、特定不正行為の調査に当たり、 調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報 が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければな らない。職員等でなくなった後も、同様とする。
 - 2 特定不正行為に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他 の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
 - 3 調査事案が漏洩した場合、学長は、告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中 にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は 調査対象者の責により漏洩した場合は当人の了解は不要とする。

(事務)

第20条 特定不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力 を得て、事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、特定不正行為が生じた場合における措置等に 関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則

- この規程の一部改正は、令和2年3月31日より施行する。 附 則
- この規程の一部改正は、令和2年6月23日より施行する。 附 則
- この規程の一部改正は、令和2年8月11日より施行する。 附 則
- この規程の一部改正は、令和4年4月1日より施行する。